



Title	北インドのムスリム社会における婚姻に関する規定について : <資料>ターナヴィー著『天国の装身具 (Bihishtī Zewar)』より
Author(s)	渡邊, 真理
Citation	アジア太平洋論叢. 2005, 15, p. 131-151
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100018
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

北インドのムスリム社会における 婚姻に関する規定について

—<資料>ターナヴィー著『天国の装身具 (Bihishtī Zewar)』より—

渡 邊 真 理

はじめに

小論の目的は、ダールル・ウルーム学院 (Dār-ul-‘Ulūm) を拠点はじめられ、現代も南アジア、とくに北インドやパキスタンのイスラーム教スンナ派の主要な位置を占めるデーオバンド派の草の根的なイスラーム復興活動の一端を、アシュラフ・アリー・ターナヴィー著『天国の装身具 (Bihishtī Zewar)』を通して紹介することにある。

デーオバンド派は、1867年、サハーランプール県に位置する小さな町デーオバンドにあるチャッタ・マスジッド (Chhattah Masjid) の一室に開かれていたアラビア語学校 ('Arabī Maktab) を、ムハンマド・カースィム・ナーノウタヴィー (Muhammad Qāsim Nānautavī, 1833-1877) の強い要請により、ダールル・ウルーム学院という形で、イスラーム学修学の場として新たなスタートを切ったものである。

ここで紹介する『天国の装身具』は、北インドのムスリム女性に対し、ムスリム女性としての生活規範を事細かに記した啓蒙書であり、このデーオバンド派のもつとも輝かしい著作であると称されている。デーオバンド派はハナフィー学派を重んじているが、本書には北インドの当時の事情に即したインド特有の法解釈が存在する。その点に着目し、そのような法規のもつ意味、すなわちイギリス支配下のムスリムとして、デーオバンド派が試みようとしたイスラーム改革を考察

* 大阪外国语大学大学院修了

する。

『天国の装身具』はデーオバンド派のウラマー (ulamā') である、アシュラフ・アリー・ターナヴィー (Ashraf 'Alī Thānavī, 1864-1943) が著したものである。ターナヴィーは1863年にターナ・バワンで生まれ、15歳でデーオバンド学院に入学、20歳で学位を授与された。その後いくつかのマドラサで教鞭をとり、2度のマッカ巡礼を経て、35歳で執筆活動に専念、イムダーディーヤ道場 (Imdādīyah Khānqāh) を設立した。1943年に齢80で生涯を閉じるまでに、リサーラ (risālah: 宗教小冊子) やワアズ (wa'z: 宗教的な助言)、マルフーズ (marḥūz: 教訓集)、ファトワー (fatwā: 法学裁定) 集など多くを手がけ、その著作数は600を越えるとも言われている。

本書は1890年頃から一巻ずつ順次刊行し、1910年頃11巻目で完結を見た。刊行当時は「一家に一冊」、また嫁入り道具のひとつとして広く庶民の生活に浸透した。現在でもそれら分冊をまとめた一巻本の形で入手可能であり、ウルドゥー文字の読めないムスリム向けに、デーヴァナーガリー文字を始めとした北インド各地の言語の文字への翻字や、英訳がなされた。また本書刊行後、本書をもとにした類似本が数多く出版されるようになった。

本書は一般的な女性を対象に書かれたため、難解なアラビア語による専門用語は法規の名称のみにとどめ、解説部にはやわらかな表現が用いられている。たとえば「アッラー様 (Allāh miyān)」 (miyān はヒンディー語で「主、夫」という意味) といった日常表現を用いたり、時には「よいか」と語りかける口調で訓示するなど、広く読まれることを目的とした平易な文章が特徴的である。また複雑な法規は具体的な事例を会話文で示すなど、読者が理解できるよう十分な配慮もなされている。

本書の内容は、信仰、浄め、礼拝、断食、贖罪、喜捨、犠牲、巡礼といったムスリムの基本的な行いから、手紙の書き方、水煙草の作り方、半年は腐らない肉の調理法、漬物の作り方 (マンゴー、カブ、レモンなど)、布の染め方、家計簿のつけ方、保険の規則といった北インドの一般女性のたしなみや家事までを網羅している。さらには「改悛 (taubah)」から始まり「満足 (riżā)」へ到るイスラーム神秘階梯に関する説明や、預言者らの妻の生涯から理想の女性の姿を学ぶ章、月

経や出産にまつわる女性の体に関する知識や、『家庭の医学』のようにさまざまな病の処置方法を伝授する章なども設けられ、教えは精神面から身体面までおよそ生活全般に及ぶ。なかには、怒りんばやけちんば、焼餅焼きの治し方といったユニークな項目も見られる。

小論ではこの中から婚姻・離婚・売買に関する法規を設けた第4章の、最初の3節の翻訳および脚注での解説を試みた。翻訳にあたっては、Ashraf 'Alī Thānawī, *Islāmi Bihishtī Zewar, Jahāngīr Buk Dīpo*, [19--?] を底本とした。また、Shabbīr 'Alī [n.d.], *Bihishtī Zewar : mukammal o mudallal*, Maktabah Makiyah も参考にした。なお、本稿で引用したクリアーンの日本語訳はすべて井筒俊彦訳、2001『コーラン』上、中、下、岩波文庫から、またハディースの日本語訳はすべて、牧野信也訳、1993『ハディース：イスラーム伝承集成』上、中、下、中央公論社からの引用である。

『天国の装身具』第4章[第1節]から[第3節]までの全訳

[第1節]. 婚姻(*nikāh*)の事

其の一、 婚姻もまた、偉大なるアッラーからの素晴らしい賜物である。物質面も精神面も、婚姻により正しく (durust) ¹なる。また、それによりたくさんの利益が生じ、有難いことこの上ない。婚姻により人は罪から逃れ、心は落ち着きを保つことができる。意志が挫けたり揺れたりすることなく、素晴らしいことに御利益ばかり、恩恵ばかりである。なぜなら、夫婦が寄り添い睦まやかに言葉を交わすことや、冗談を交わすことは、任意の礼拝よりも優れているからである。

其の二、 婚姻は単に二つの言葉で結ばれる。つまり、誰かが証人に面と向かって「私は娘の婚姻を君と結ばせました」と言い、相手が「承諾しました」と言うだけで婚姻は成立する。晴れて二人は夫婦となる。しかしその人物に複数の娘がいる場合は、そのような言葉では婚姻は成立しない。名前を挙げて、[たとえば]「私は娘のクドウスィーヤ（人名）の婚姻を君と結ばせました」と言い、相手が「承諾しました」と言わなければならない。

其の三、誰かが「あなたの娘さんの婚姻を私と結ばせてください」と言い、父親が「私は娘の婚姻を君と結ばせた」と言えば、婚姻は成立する。そのあと男が「承諾した」と言ったにせよ言わなかつたにせよ、婚姻は成立する。

其の四、当人である娘がその場に居合わせ、[父親がその娘を]示しながら「私はこの娘の婚姻を君と結ばせました」と言い、相手が「承諾しました」と言っても婚姻は成立する。名前を挙げる必要 (zarūrī)²はない。もし当人がその場に居合わせなかつたら、娘の名前とともに父親の名前を挙げなさい。証人がはつきりと聞き取れる声で言わなければならない。人々が父親さえ知らず、父親の名前を挙げることで誰の婚姻が結ばれるのか判らない場合は、父方の祖父の名前も挙げる必要がある。要するに、誰の婚姻が執り行われているか、聴く側が呑み込めるよう、明快に言わなければならない。

其の五、婚姻成立には、少なくとも男性二人、あるいは男性一人と女性二人の面前で執り行われることも条件である³。取り交わされる二つの言葉を、彼らが自らの耳で聞けば、婚姻は成立する。二人きりで、一方が「私は娘の婚姻を君と結ばせました」と言い、もう一方が「承諾しました」と言っても、婚姻は成立しない。同様に、たつた一人の前で婚姻が結ばれても成立しない。

其の六、もし男性が一人も立ち会っておらず、複数の女性のみの面前で執り行われた場合も、婚姻は正しくない。たとえ十一・二人の女性が立ち会つていようと、何にもならない。二人の女性とともに、必ず一人の男性が立ち会う必要がある。

其の七、男性が二人立ち会っても、[彼らが]ムスリムでなければ婚姻は成立しない。同様にムスリムであっても、二人とも、あるいはどちらかが成人⁴でなければ、婚姻は正しくない。また、男性一人と女性二人の面前で婚姻が執り行われても、女性二人とも、あるいはどちらかが未成年であれば、婚姻は正当 (sahīh)⁵ではない。

其の八、公衆の面前で婚姻が執り行われることがもっとも望ましい。婚姻が皆によくよく知られるよう、またこっそりと婚姻を執り行わないよう、金曜日の礼拝

後ジャーマ・マスジッドやその他の【それに準ずる】場所がよろしい。しかし、もし多くの人間が立ち会うことができない何らかの事情があれば、婚姻成立をその耳で確かめてくれる、少なくとも男性二人、あるいは男性一人と女性二人が必ず立ち会えばよろしい。

其の九、もし男女ともに成人していれば、自ら自分たちの婚姻を結ばせることができる。二人の証人の面前で、一方が「私は自分の婚姻を君と結ばせました」と言い、もう一方が「承諾しました」と言えば、婚姻は成立する。

其の十、もし誰かが自分で婚姻を結ばず、第三者に「私の婚姻を誰かと結ばせてください」とか「私の婚姻を誰某と結ばせてください」と頼み、その【頼まれた】人が二人の証人の面前で結ばせた場合も、婚姻は成立する。もはやその【頼んだ本】人が拒否したとしても、どうすることもできない。

婚姻を結ぶことがハラーム (harām)⁶である人物⁷の事

其の一、息子および孫、息子の息子（曾孫）、娘の息子（曾孫）などとの婚姻は正しくない。また、父親および父方の祖父、父方の曾祖父、母方の祖父、母方の曾祖父などとの婚姻も正しくない。

其の二、兄弟や母親の兄弟（母方のオジ）⁸、父親の兄弟（父方のオジ）、兄弟の息子（甥）、姉妹の息子（甥）との婚姻は正しくない。イスラーム法（shara'）によると、兄弟とは両親が同じ者、父親が同じで母親が異なる者、母親が同じで父親が異なる者をすべて兄弟と呼ぶ。父母ともに異なれば、兄弟ではない。その人物との婚姻は正しい。

其の三、娘婿との婚姻も正しくない。たとえ娘が嫁入りして夫とともに暮らしていようと、まだ嫁入りを済ませてなからうと、いずれにせよハラームである。

其の四、 父親の死後母親が再婚をした⁹が、その夫のもとで暮らさないまま母親が死亡、あるいはその夫がタラーク離婚 (talāq) を言い渡した場合は、その継父との婚姻は正しい。もちろん、母親がその夫のもとで暮らした場合は正しくない。

其の五、 継子との婚姻は正しくない。つまり、一人の男性に複数の妻がいる場合、他の妻の息子との婚姻はいかなる場合においても正しくない。夫とともに暮らしたにせよ暮らさなかったにせよ、いずれにせよハラームである。

其の六、 舅および舅の父親、舅の父方の祖父との婚姻も正しくない。

其の七、 姉妹が婚姻関係にあるあいだは、姉妹の夫との婚姻は正しくない。しかし姉妹が死亡した場合、あるいは彼女の夫が離縁して、離婚によるイッダト (iddat: 待婚期間)¹⁰を満たした場合は、婚姻は正しい。離婚によるイッダトを満たさずに婚姻を結ぶことは正しくない。

其の八、 もし姉妹が同じ男性と婚姻を結べば、先に婚姻が成った方が正当であり、後で結んだ方は不成立である。¹¹

其の九、 女性がある男性と婚姻を結んだならば、その男性と婚姻関係にあるあいだは、自分の父親の姉妹（父方のオバ）や母親の姉妹（母方のオバ）、姉妹の娘（姪）、兄弟の娘（姪）の婚姻は、自分の夫とは成立しえない。

其の十、 二人の女性がいて、そのどちらかが男性 [役] である関係にあろうとも、二人は婚姻を結ぶことはできない。また、彼女たちは同時に同じ男性と婚姻関係にあることもできない。しかしどちらかが死亡、あるいは離婚してイッダトを満たした場合は、もう一方がその男性と婚姻を結ぶことは正しい。¹²

其の十一、 ある女性に継娘がいる場合、この二人が同時に同じ男性と婚姻を結ぶことは正しい¹³。

其の十二、 イスラーム法には、何ら養子について制約がない。養子にすることでの息子になるわけではないので、養子との婚姻は正しい。

其の十三、 母親の実の兄弟（母方のオジ）¹⁴ではなく、何らかの縁で母親の兄弟に相当する人物¹⁵であれば、その男性との婚姻は正しい。同様に、何らかの遠縁に当たる父親の兄弟（父方のオジ）や姉妹の息子（甥）、兄弟の息子（甥）¹⁶との婚姻も正しい。同じく、実の兄弟ではなく父親の兄弟の息子や母親の兄弟の息子、また父親の姉妹（父方のオバ）の息子や母親の姉妹（母方のオバ）の息子¹⁷であれば、その人物との婚姻は正しい。

其の十四、 同様に、二人の姉妹が実の姉妹ではなく、母親の兄弟（母方のオジ）や父親の兄弟（父方のオジ）、あるいは父親の姉妹（父方のオバ）や母親の姉妹（母方のオバ）の娘¹⁸であるなら、その姉妹は同時に同じ男性と婚姻を結ぶことができる。このように父親の兄弟や母親の兄弟などの姉妹が婚姻関係にある夫との婚姻も正しい。もし何らかの遠縁に当たるのであれば、父親の姉妹や兄弟の娘、母親の姉妹や姉妹の娘と同時に、同じ男性と婚姻を結ぶことは正しい。

其の十五、 血縁関係で婚姻がハラームとなるように、乳関係によってもハラームとなる。つまり乳母の夫との婚姻は正しくない。なぜなら彼は父親同然だからである。また、自分の乳母が授乳したほかの子（乳兄弟）との婚姻は正しくない。乳母の息子との婚姻も正しくない。なぜなら二人は兄弟同然だからである。乳関係で、母親の兄弟や姉妹の息子、父親の兄弟や兄弟の息子といったすべて者との婚姻がハラームとなる。

其の十六、 乳姉妹が、同時に同じ男性と婚姻を結ぶことはできない。つまり、これまでに述べてきたきまり（hukm）¹⁹は、乳関係にも同様に適用される。

其の十七、 ある男性がある女性と密通した場合、彼と、彼女の母親や娘との婚姻は正しくない。

其の十八、ある女性が若気の至りで、善からぬ気持ちからある男性に手を出した場合、もはやその男性と、彼女の母親や娘との婚姻は適法 (jā'iz) ではない。同様に、もし男性がある女性に手を出せば、彼と、彼女の母親や娘との婚姻はハラームとなる。

其の十九、夜中妻を起こそうと立ち上がったが、誤って娘に手を出したり、姑に手を出したりして、妻と間違えて若気の至りで彼女たちに手を掛けければ、その男性は自分の妻に対して永久にハラームとなる。もはやこのような状況は適法とはなりえず、男性は妻にタラーク離婚を言い渡すほかない。

其の二十、少年が善からぬ気持ちから繼母に手を出せば、もはやその女性は自分の夫に対して完全にハラームとなる。こうなると、いかなる手立てを施そうともハラール (halāl)²⁰とはなりえない。また、もし繼母が繼子に対して同様の行為に到ったとしても、同じきまりである。

其の二十一、ムスリム女性の婚姻を、ムスリム以外の宗教信仰者と結ぶことは正しくない。

其の二十二、女性が夫にタラーク離婚を言い渡された場合、あるいは夫が死亡した場合、離婚や死亡によるイッダトを満たさずに再婚することは正しくない。

其の二十三、すでに誰かと婚姻を結んだ女性が、離婚をせずに、あるいはイッダトを満たさずに別の人物と婚姻を結ぶことは正しくない。

其の二十四、不義 (badkārī) で妊娠した独身女性が婚姻を結ぶことは正しい。しかし出産前に性交をもつことは正しくない。とはいえ姦通 (zinā)²¹したその相手と婚姻を結ぶのであれば、性交も正しい²²。

其の二十五、四人の妻をもつ男性が、五人目の女性と婚姻を結ぶことは正しくな

い。また四人のうちの一人にタラーク離婚を言い渡した場合、離婚によるイッダトが満了する前にはかの女性が彼と婚姻を結ぶことはできない。

其の二十六、スンナ派の女子の婚姻をシア派の男性と結ばせることは、大多数の学者のファトワー (fatwá : 法学裁定)²³によると正しくない。²⁴

ワリー (wali: 仲人)²⁵の事

似合いの男女を配偶させて婚姻を設定する人を、ワリーと呼ぶ。

其の一、男子および女子のワリーは、まず当人の父親である。もし父親がいなければ父方の祖父、それもいなければ父方の曾祖父である。もしこれらの者がいなければ実の兄弟である。もし実の兄弟がいなければ異母兄弟、すなわち父親の血を引く兄弟である。次に実の兄弟の息子 (甥)、次に実の兄弟の息子の息子 (姪孫)、次に実の兄弟の息子の孫 (曾姪孫) である。これらの者が皆いなければ、父親の実の兄弟 (父方のオジ、伯叔)、次に父方の義理のオジ、すなわち父親の異母兄弟である。次に父親の実の兄弟の息子 (従兄弟)、次にその孫 (従姪) である。次に父親の異母兄弟の息子、その孫、その曾孫など。彼らが皆いなければ、父親のそのまた父親の実の兄弟 (伯叔祖父)、次にその息子 (伯叔従父) である。もし父親のそのまた父親の実の兄弟やその息子、孫 (再従兄弟)、曾孫が皆いなければ、父方の祖父の父親の実の兄弟 (曾祖伯叔父)、次にその息子 (従祖伯叔父)、次にその孫、次にその曾孫など。これらが皆いなければ、母親がワリーである。次に父方の祖母、次に母方の祖母、次に母方の祖父である。次に実の姉妹、次に父親の血を引く異母姉妹である。次に母親の血を引く兄弟姉妹²⁶である。次に父親の実の姉妹 (父方のオバ)、次に母親の実の兄弟 (母方のオジ)、次に母親の実の姉妹 (母方のオバ) など。

其の二、未成年者は誰のワリーにもなりえない。また不信者 (kāfir) はいかなるムスリムのワリーにもなりえない。また、物憑き (majnūn) や愚者 (pāgal) も誰のワリーにもなりえない。

其の三、大人つまり独立した成人女性なら、婚姻を結ぼうとなかろうと、また誰と結ぼうと、何人も強要することはできない。仮に彼女が自ら自分の婚姻を誰かと結んだとしても、婚姻は成立する。たとえワリーに通告しようとなかろうと、またワリーが承諾しようとなかろうと、いずれにせよ婚姻は正しい。とはいえ、もちろん分不相応な者や自分より身分 (zāt)²⁷ の低い者と婚姻を結び、ワリーを不満にさせることは、ファトワーによると正しくない。また分相応な者と婚姻を結んだとしても、婿方に課される婚資²⁸が、イスラーム法において「標準となる婚資 (mahr-e miṣr)²⁹」と呼ばれるものより、あまりにも少ない額面で結んだ場合は、婚姻が成立していてもワリーは解消することができる。つまり、ムスリム判事 (musalmān ḥākim) に婚姻を解消するよう申し立てすることができる。しかし、申し立ての権利を有するのは、[其の一で述べたワリーの順序において] 母親よりも前に記述のあるワリーである。つまり、父親から父方の祖父の父親の実の兄弟の息子や孫まで [が該当する]。

其の四、いかなるワリーも成人女子の婚姻を本人に [意向を] 尋ねず、また承諾を得ずに結べば、その婚姻は彼女の一存で取り消される。もし彼女が承諾すれば婚姻は成立し、もし彼女が満足しなければ、あるいは承諾しなければ成立しない。なお承諾の取り方は後述のとおりである。

其の五、ワリーが処女である成人女子のもとを訪れて、「私は君の婚姻相手に誰某を見込んでいる」と伝えたとき、彼女が口を閉ざしたり³⁰、微笑んだり、泣き出した³¹場合は、それこそが承諾である。こうしてワリーが婚姻を結ばせることは正当である。あるいは結ばせたのであれば、正当であった。言葉による承諾によって、初めて承諾とみなされるというわけではない。強要して言葉で承諾させることは悪い行いである。

其の六、ワリーが承諾を得るとき夫となる人物の名前を挙げず、最初から彼女は [婚姻相手を] 知らなかった場合、黙認は同意の証拠とはならず、承諾とはみなされない。自分の婚姻相手が誰であるのか本人が認識できるよう、その名前を伝え

る必要がある。同様に婚資を伝えず、規準となる婚資よりも少ない額面での婚姻を伝えた場合、女性の拒絶の意思表示により婚姻は成立しない。なぜなら、規則 (qā'idah) に則って承諾を得なければならないからである。

其の七、 処女ではなく、以前に一度婚姻状態にあり、今回が二度目の婚姻である女性に対して、ワリーが承諾を得、【意向を】尋ねる場合は、単なる默認だけでは承諾とはならず、言葉で示さなければならない。もし彼女が言葉で示さず、単なる默認によってのみワリーが婚姻を結ばせた場合は、まず婚姻を取り消したのち、もし言葉で承諾すれば成立、しなければ不成立となる。

其の八、 父親がいるにもかかわらず、父親の実の兄弟、あるいは実の兄弟など、第三者のワリーが処女である娘の承諾を得る場合は、もはや単なる默認だけでは承諾とはならず、言葉で承諾して初めて承諾となる。もっとも父親自身が彼女の承諾を得るために遣わした人物であれば、単なる默認だけでも承諾となる。端的にいえば、最適で、イスラーム法において【婚姻の承諾の可否を】尋ねる権利があると認められているワリー自ら、あるいはワリーが遣わした人物が承諾を得るときに限って、默認が承諾になるということである。もし父方の祖父に権利があるにもかかわらず実の兄弟が尋ねた場合や、実の兄弟に権利があるにもかかわらず父親の実の兄弟が尋ねた場合は、默認でもって承諾とはならない。

其の九、 ワリーが尋ねず、また承諾を得ずに婚姻を結ばせ、婚姻が成立したのちワリー自ら、あるいはワリーが遣わした人物が彼女のもとを訪れ、「君の婚姻を誰某と結んだ」と知らせた場合も、默認により承諾となり、婚姻は正当である。第三者が知らせた場合、もし知らせた人物が善良かつ信用の置ける人物であるか、二人いたならば、默認による婚姻は正当である。しかし知らせた人物が一人で、信用の置けない人物であれば、単なる默認による婚姻は正当ではなく、解消される。言葉による承諾を得れば、あるいは承諾とみなしうる何らかの行為が確認されれば、婚姻は正当である。

其の十、 言葉で意思表示すべき状況で女性が何も言わなかつた場合でも、夫が彼女のそばへ寄つたとき性交を拒まなかつたならば婚姻は正しい。

其の十一、 次のきまりは男子に向けたものである。成人であれば、彼に強要することはできない。ワリーは彼の承諾を得ずに婚姻を結ばせることはできない。もし【彼の意向を】尋ねずに婚姻を結ばせれば、彼の一存で取り消される。もし承諾を得れば成立、得なければ不成立となる。とはいえ男子は単なる默認により承諾とはならず、言葉で示さなければならない、という違いがある。

其の十二、 もし男女いずれかが未成年で独立していなければ、ワリーなしで婚姻を結ぶことは正しくない。もしワリーなしで婚姻を結べば、あるいは第三者が結ばせれば、ワリーの一存で取り消される。もしワリーが承諾すれば婚姻は成立、しなければ不成立である。婚姻を結ばせるか否かは、すべてワリーに決定権がある。ワリーが望むならば、未成年の男女はその時点ではこの婚姻を拒否することができない。未成年の女子が未婚者にせよ、以前に誰かと婚姻関係にあり嫁入りも済ませたにせよ、どちらにせよこのきまりである。

其の十三、 いずれかが未成年者である男女の婚姻を、もし父親や父方の祖父が結べば、成人後でも婚姻を拒否することはできない。たとえ婚姻相手が分相応にせよ、分不相応で身分の低い者にせよ、また規準となる婚資で婚姻を結んだにせよ、あまりにも少ない額面で婚姻を結んだにせよ、いずれにせよ婚姻は正当である。成人した後でもどうすることもできない。³²

其の十四、 もし父親あるいは父方の祖父以外の第三者のワリーが婚姻を結ばせ、婚姻相手の男性の身分も同等で、婚資も規準となる婚資を設定した場合、その時点での婚姻は正当である。しかし成人後彼女らには、このまま婚姻を継続させるか、ムスリム判事に申し立てをして解消するかを決定する権限がある。もしワリーが女子の婚姻を身分の低い男性と結ばせた場合や、規準となる婚資よりも少ない額面で婚姻を結ばせた場合、あるいは男性の婚姻を女性の規準となる婚

資よりも多い婚資で結ばせた場合は、その婚姻は不成立となる。

其の十五、 父親や父方の祖父以外の第三者が婚姻を結ばせ、女子が知っていた場合、成人後まだ夫と性交をもっていなければ、成人後すぐ「私は満足できません」とか「この婚姻を継続させたくありません」と不満を明らかにしなさい。誰か代わりがいようと、まったくの独り身にせよ、いずれにせよ言わなければならぬ。しかしそれだけでは婚姻は解消されない。イスラーム法法官 (shara'i ḥākim) のもとへ行き、婚姻を解消してもらって初めて解消となる。成人後すぐに何も言わなければ、もはや婚姻を取り消す選択の余地はなくなる。また、もし婚姻を知らずにいて成人後に知らされた場合は、知らされたのちすぐに拒否しなさい。すぐに何も言わなければ、婚姻を解消する選択の余地はなくなる。

其の十六、 また、もし夫と性交をもつたことによって成人した場合は、成人後すぐ、あるいは知らされたのちすぐに拒否する必要はない。というより、たとえどれほどの時間が過ぎようとも彼女の意向の状態がはっきりしないうちは、承諾可否の選択権が残されている。もっとも彼女が「私は承諾します」と明快に言った場合、あるいは満足していると受け取れるその他の行為、たとえば夫と二人きりになった場合には、もはや選択権はなく婚姻は不可避となる。

其の十七、 [其の一で述べたワリーの] 順序に則り、処女である娘の婚姻を結ばせる権限を有するワリーが外国におり、彼の帰りを待った上で相談していると [婚] 期を逸してしまうほど、また [彼への] 使者の往復も待つことができないほど遠く離れており、会うことができない場合は、彼の次位に立つワリーにも婚姻を結ばせることができる。その場合は、第二のワリーが彼 [本来のワリー] に尋ねず婚姻を結んだとしても成立である。もし [本来のワリーが] それほど遠くないのであれば、彼に尋ねず第二のワリーが婚姻を結ばせる必要はない。結ばせた場合は、[本来の] ワリーの一存で解消される。彼が承諾して初めて正当となる。

其の十八、 同様に、もし権利を有するワリーがいるにもかかわらず、第二のワ

リーが未成年の婚姻を結ばせた場合、たとえば父親に権利があるにもかかわらず、まったく彼の意見を取り入れることなく父方の祖父が結ばせれば、その婚姻は父親の一存で解消される。また実の兄弟に権利があるにもかかわらず、父方のオジが結ばせれば、実の兄弟の一存で解消される。

其の十九、女性が発狂し理性を失っているが、成人した息子も父親もいる場合、彼女の婚姻に賛成であれば、ワリーは息子である。なぜなら、ワリーには父親よりも息子の方が適任だからである。

おわりに

以上が『天国の装身具』第4章婚姻・離婚・売買のこと、【第1節】婚姻の事、【第2節】婚姻を結ぶことがハラーム (harām) である人物の事、【第3節】ワリー (wali: 仲人) の事の全訳および脚注解説である。例えば第2節に見られるようにハディースは男性側から見てハラームとなる女性について述べられているが、本書では女性側から見てハラームとなる男性について、ハディース同様に明快、詳細に、ときにはハディース以上に厳密に記されている。このように、男性に訓示されていた婚姻について、逆に女性側から読み直し、女性に知らしめる（たとえば「母親を娶ってはならぬ」と禁じられる対象という受身だったのが、「父親との婚姻は正しくない」と女性自ら禁ずべきものと説かれる）、というのが本書の特徴である。ここに、イスラーム復興のために、当時まだ教育を受けていなかった女性にまで指南の対象を広げた、という本書の、ひいてはデーオバンド学院のイスラーム復興運動の活動意義があるといえる。また、あいまいとなっていた部分にメスを入れ、デーオバンド派の法規定を形作り、一学派としての法判断をはっきりと提示する必要に迫られていたことが分かる。それは当時プラフマ・サマージをはじめとしてヒンドゥー教の宗教改革が活発化し、それによりヒンドゥー至上主義も出てきて、同じく西欧近代的なるものに抗うムスリムとしては、先を越された格好になったという焦りもあったのではないだろうか。と同時に、同時代つまり19世紀後半に出現したアフレ・ハディース派やバレールヴィー派といったイ

スラーム諸派との法解釈の対立関係からも、立場を示す必要性もあったのではないか。デーオバンド派はハナフィー学派に厳格ではあるが、『天国の装身具』はクルアーンとハディースをわかりやすく、忠実にウルドゥー語で解説したもので、単なるタクリード (taqlid:先人の法解釈に従うこと) には終始せず、インドのムスリムに宗教義務を守らせ、本来の教えを説くために、現状に合った法解釈を施し知らしめたものであったところに、デーオバンド派の柔軟な姿勢が伺えるとともに、広くムスリムの民衆に受け入れられた要因があると筆者は考える。これ以降の節についても、順次発表していき、さらに考察を深めたい。

注

- 1 本書において法判断を下す「正しい」とか「そうすべきである」という意味の語句が、ハディースの信憑性の程度によって使い分けられている。「正しい」との意味でもっとも多用されているのが、ペルシア語の「正しい、適切な、正当な」という意味をもつ、*durust* である。この語には、絶対的とはいえないが、こうするのが穩当である、との著者の意図が窺える。
- 2 「必要な、不可避な」との意をもつアラビア語の *zarūnī* も法判断の基準の語句として用いられているが、それほど使用頻度は高くない。後に出てくる「正当 (*sahīh*)」や「義務 (*wājib*)」ほどの、法的意味合いも薄いと考えられる。
- 3 イスラームでは、女性の頭数は男性の二分の一に値する。この概念はほかにも、女性の遺産相続分が男性の半分であること、裁判における証人は男性一人に対して女性二人が相当とされること、などに現れている。
- 4 本書第二章の一節「成人のこと」によると、女性の成人は次の三点を基準に判断される。第一に初潮を迎えたか、第二に初潮がまだの場合、妊娠したか、そして第三に妊娠していない場合、男性と性交をもつ夢を見て快楽を覚え精液が出たか、の三点である。この三つのどちらかに該当すれば成人とみなされる。仮にどれにも当てはまらない場合でも、満15歳に達した女性は成人とみなされる。つまり性的成熟を遂げていることが肝心であり、年齢による判断は最終的判断であることが窺われる。
- 5 *sahīh* と判定される条件として、ハディース学ではイスナード (伝承経路) の連続性、伝承者の公正さ、伝承の正確さ、信憑性のある伝承との矛盾の不在、同種のハディース群と比較しても隠れた問題点が一切見出されないことをあげている (『岩波イスラーム辞典』)。よって、本書において「正当 (*sahīh*)」の語句が用いられる箇所は、イスラームにおいてその行為が絶対であることを訓示しているものと考えられる。
- 6 禁止行為。禁止 (法規定の五範疇の1つ) という判断が下される行為。『岩波イスラーム辞

典』2002

- 7 「汝らの娶ってならぬ相手としては、自分の母親、娘、姉妹、父方の伯母、兄弟の娘に姉妹の娘、自分に乳を飲ませてくれた母(乳母)、乳姉妹、妻の母親、汝らが肉体的交渉をもった妻が(以前に)生んで(連れてきた)縁娘で(今は)汝らが後見している者——だが勿論、まだ交渉をもたぬうちなら(その連れ子を妻にしても)罪にはならぬ——それからまた自分の腰から出た息子の配偶者。姉妹を二人同時に妻にすることもいけない。ただし過去のことは問わない……」(クルアーン第4章「女」23項)
- 「それから(娶っていけないのは)正式の夫をもつ女。但し汝らの右手の所有にかかるもの(奴隸とか戦争で分捕ってきた女)はそのかぎりにあらず。これが汝らに対するアッラーの御掟であるが、この掟の外であれば、己が財力の許すかぎりで、といつても放縱な野合はならぬが、正式に結婚して、妻を求めるることは差し支えない。……」(クルアーン第4章「女」24項)
- クルアーンは婚姻ができない相手を上下一親等以内、すなわち上は両親とその兄弟、下は子どもと自身の兄弟の子どもに限っている。一方本書での規定は二親等すなわち祖父や孫、三親等すなわち曾祖父や曾孫にまで及んでいる。
- 8 ここでカタカナ表記を用いたのは、該当する邦訳がないためである。ウルドゥー語では父親の兄弟を上下の分けなくおじ(chachā)、そのおじの妻をおば(chachi)と呼び、父親の姉妹を上下の分けなくおば(phūhī)、そのおばの夫をおじ(phūphā)と呼び、また母親の兄弟を上下の分けなくおじ(māmūn)、そのおじの妻をおば(mumānī)と呼び、母親の姉妹を上下の分けなくおば(khālah)そのおばの夫をおじ(khālū)と呼ぶ。一方日本語では、父母の兄弟をオジと呼び、父母の姉妹をオバと呼ぶのが一般的である。文語においてのみ父母の兄を伯父、父母の弟を叔父、父母の姉を叔母、父母の妹を伯母と区別し得る。伯叔という父方の兄弟を指す語句を除いて、日本語は父方母方の区別をせずに上下の区別に重きを置くのに対し、ウルドゥー語は上下の区別より母方父方の区別に重きを置く。この点で決定的な違いがあり、適した訳語がないため一律、オジ、オバとした。
- 9 女性の再婚について、クルアーンには「(離別した)女の(再婚を)妨害したりしてはならぬ」とあるが、ハディースには初婚の女を娶る奨めがなされてある。婚姻の書10「既婚の女」(1)「ジャービル・ブン・アブド・アッラーは言った。預言者と遠征の帰途、わたしが遅い駱駝をけしかけていたとき、或る人が追いかけて来て小槍でつづくと、駱駝は一目散に駆け出した。そこで預言者が「なぜ、そのように急ぐのか」と尋ねたので、「結婚して間もないのですから」と答えると、彼は「処女かあるいは既婚の女か」と尋ね、わたしは「既婚です」と答えた。すると彼は「なぜ互いに愛撫し合える女を娶らなかったのか」と言った。」
- 10 イッダト('iddat)については本章の続く節「イッダトのこと」で詳しく述べられてある。
- 11 この項目について、シャッビール・アリー(Shabbīr 'Alī)が注を施した版(Maktabah Makiyah, 出版年不明、以下シャッビール版と呼ぶ)には、「また、二人が同時に婚姻を結んだ場合は、どちらとの婚姻も成立しなかったことになる」と注がなされてある。
- 12 この項目は女性の同性愛を否定するものであると思われる。男性の同性愛についてはクルアーン第7章「胸壁」5項で戒められている。「……お前たち、女のかわりに男に対して

欲情を催すとは。まことに言語道断な奴……」

- 13 この項目は「ある女性」の夫が亡くなっていることを前提として、第三者との婚姻について言及しているものと思われる。
- 14 シャッピール版によれば、母親の実の兄弟とは、母親が同じ、あるいは父親が同じ、両親とも同じ、の三つのうちのいずれかにあてはまる母親の兄弟を指す。
- 15 「何らかの縁で母方のオジに相当する人物」つまり母親の実の兄弟ではないがオジに当たる人物というのは、母方の祖父に複数の妻がおり、母親の実の母親以外の母親(母親にとって繼母)との間に設けられた子を指すものと思われる。「何らかの遠縁にあたる父方のオジ」も同様の関係にある人物を指すものと思われる。
- 16 「遠縁に当たる姉妹の息子」とは、実の姉妹の夫に複数の妻がおり、実の姉妹以外の妻との間に設けられた子、あるいは父親が母親以外の別の妻との間に設けた子(本人とは異母姉妹の関係にある)のそのまた子、従姉妹の子を指すものと思われる。同様に、「遠縁にあたる兄弟の息子」とは、父親が母親以外の別の妻との間に設けた子(本人とは異母兄弟の関係にある)のそのまた子、あるいは従兄弟の子を指すものと思われる。
- 17 実の兄弟ではなく、父方および母方のオジやオバの息子との兄弟関係とは、リネージュにおいて横線のつながりのあるキョウダイという意味での兄弟関係のことである。実の兄弟は直系血族の二親等であるのに対し、そのような兄弟、いわゆる従兄弟は直系血族の四親等である。
- 18 実の姉妹ではなく、父方および母方のオジやオバの娘との姉妹関係とは、リネージュにおいて横線のつながりのあるキョウダイという意味での姉妹関係のことである。
- 19 法規定。イスラーム法において特定の事案に対して信徒がいかなる態度を取るべきかを定めた規定。イスラーム法の具体的な細則。法規範。信徒の生活に関わるすべてのことは、通常“5つの法規定(五範疇)”と呼ばれる規定のいずれかに当てはまる。それらは、義務、推奨、許容、忌避、禁止である。(『岩波イスラーム辞典』2002)
- 20 許容されたもの。法源学上は、ムバーフおよびジャーイズと同義語とされる。反対語はハラームで、しばしば対になって用いられる。(『岩波イスラーム辞典』2002)
- 21 イスラームにおける姦通罪(zinā)は、婚姻契約を結んだ相手以外との性交を指すため、既婚者のみならず未婚者にも適用される。クルアーンによると、未婚者が姦通罪を犯したならば、百回の鞭打ちと一年間の追放刑に処すとある。また16章126-128節には、アッラー以外の神を崇めること、生ある者を殺すこと、姦通を犯すことがもっとも許されるべきことではないとして、戒めている。にもかかわらず、この項目では姦通罪に対する刑罰については触れておらず、姦通の相手と婚姻を結ぶことができる、とさえある。
- 22 「姦通した男は、同じく姦通した女か、さもなくば邪宗徒の女だけしか嫁にしてはならぬ。また姦通した女も、同じく姦通した男か、さもなくば邪宗徒の男だけしか夫にすることまかりならん。これは信徒にはかたく禁じられている」(クルアーン24章「光」、3節)
- 23 法学者が一般信徒の質問に対して、口頭または書面で提示する法学的な回答。法学裁定。ファトワーを出す者をムフティー(mufti)という。
- 24 シャッピール版には以下のような注がある。「そうであるので、スンニ派の女性をシーア

派の男性と婚姻を結ばせないようにしなさい。また、アフマディー教団との婚姻も正しくない。なぜならアフマディー教団は、イスラーム法学者の法学裁定よれば邪教だからである。アフマディー教団は19世紀末に起こったイスラーム復興運動で、1974年にはムスリムとして名乗ることがパキスタンで禁じられ、さらに1984年には布教が禁じられたものであるが、このようにシャッピール版には、本書成立以降の事情に対応して新たに解釈がなされた注もある。

- 25 *wali* とは、神に近い人間つまり聖者や、後見人、庇護人、監督者、友という意味をもつ(『岩波イスラーム辞典』2002)が、ここではその二つ目の意に当たる後見人としての意味で用いられる。それも特に未成年後見人であり、媒酌人という意味としての仲人を指す。
- 26 シャッピール版によれば、母親の血を引く兄弟姉妹とはすなわち新婦本人と母親が同じで父親が違う[異父兄妹という]ことを指す。
- 27 身分(*zat*)については本章の続く節「分相応で同等の身分の者と不等の身分の者」で詳しく述べられてある。
- 28 婚資(*mahr*)については本章の続く節「婚資のこと」で詳しく述べられてある。婿方から嫁方に贈られる金銭や宝石、土地、動物のことである。
- 29 規準となる婚資(*mahr-e misr*)については本章の続く節「規準となる婚資のこと」で詳しく述べられてある。花嫁となる娘に、身分や信仰の深さ、容姿、教養といった点で似通った親族の娘が、過去に婚資として受け取った額面を参考に、娘の婚資の相場を計るものである。
- 30 口を開ざすことが承諾と見なされる根底には、イスラームにおける暗黙の合意(*ijmā'* *sukūn*)があるものと思われる。これは、一部のウラマー(*ulamā'*:イスラーム諸学を修めた知識人)が出した見解に他のウラマーが表明しなかった場合に、合意が成立していると見なすものである。これは一見女性に不利なように思われる反面、予め気に入らない縁談に対してははっきりと拒絶の意思表示をするよう訓示することにより、暗黙の合意を知らないが故に起こりうる不本意な成婚を防ぐことにもつながると思われる。
ハディースの婚姻の書42「父およびその他の者は処女や既婚の女をその同意なしに嫁がせてはならない」にも以下の節がある。(1)「アブー・協議離婚イラによると、預言者が「既婚の女は意向を尋ねてからでなければ嫁がせてはならず、また処女もその同意を得てからでなければ嫁がせてはならない」と言ったとき、信徒達が「その同意はどのように示されるのですか」と尋ねると、彼は「沈黙することによってだ」と応えた」(2)「アーアイシャのマウラー、アブー・アムルによると、アーアイシャが「神の使徒よ、処女は恥じらい勝ちです」と言ったとき、彼は「沈黙が同意なのだ」と応えた」
- 31 「泣き出した場合」は承諾ではなく拒絶の意思表示とみなされるように思われるが、この場合の「泣く」は、婚姻相手あるいは婚姻そのものが嫌で泣く、とみなすのではなく、婚姻後住みなれた生家を離れ、家族と別れ別れになる寂しさ、つまり婚姻を認めた上で感情に帰すると解釈して、合意の態度に含まれていると思われる。
- 32 成年後に婚姻を無効にすることができるこの法規定はイスラーム法におけるヒヤル＝ル＝ブルーグに拠る。ハイム・ガーバー／黒田壽朗訳・解説1996『イスラームの国家・社会・法——法の歴史人類学』、藤原書店 p.89によれば、ヒヤル＝ル＝ブルーグとは「成人後

の選択の意で、成人した女性の意思により、それ以前に交わされた結婚を取りやめることができる」ものである。

◎主要な参考文献

- アブ・ル・ライス・スイッディーキー著；加賀谷寛編訳、1979『近代ウルドゥ文学史研究』東海大学出版会
- K.M.カバディア／山折哲雄訳、1969『インドの婚姻と家族』、未来社
- 眞田芳憲・松村明、2000『イスラーム身分関係法』、中央大学出版部
- 辛島昇、2004『新版世界各国史 7 南アジア史』山川出版社
- 島津一郎編、1985『判例コンメンタール6、民法IV(親族)増補版』、三省堂
- ハイム・ガーバー／黒田壽朗訳・解説、1996『イスラームの国家・社会・法—法の歴史人類学一』、藤原書店
- 牧野信也、1979『アラブ的思考様式』、講談社学術文庫
- 宮原辰夫、1998『イギリス支配とインド・ムスリム』、成文堂
- 柳橋博之、2001『イスラーム家族法』、創文社
- 湯浅道男、1986『イスラーム婚姻法の近代化』、成文堂
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内晶之編、2002『岩波イスラーム辞典』、岩波書店
- 辛島昇・前田専学・江島惠教・応地利明・小西正捷・坂田貞二・重松伸司・清水学・成沢光・山崎元一監修、2002『新訂増補 南アジアを知る辞典』、平凡社
- 自由国民社編集部、2001『図解による法律用語辞典』、自由国民社
- Heavenly Ornaments(Bahishti Zewar) Maulana Muhammad Ashraf Ali Thanvi, Darul-Ishaat*
- Barbara Daly Metcalf, 1982, *Islamic Revival in British India : Deoband, 1860-1900*, Princeton Univ. Press
- Barbara Daly Metcalf, 1992, *Perfecting Women: Maulana Ashraf 'Ali Thanawi's Bihishti Zewar: A Partial Translation with Commentary*, University of California Press
- Ja'far Sharif, composed under the direction of and translated by G.A. Herklots, new edition, reversed and rearranged, with additions by William Crooke, 1975, *Islam in India or the Qānūn-i-Islām : the Customs of the Musalmāns of India*, Oxford University Press, pp. 56-88
- Khurshid 'Alam Gauhar Qalam, 2003, *Maṭālib-ul-Qur'ān*, Sang-e Mil Pablikeshan pp.373-386
- Muftī 'Azīzurrahmān, 1967, *Mashāikh-e Deoband kī do sad sālah tārīkh: ya'nī Tazkirah-e Mashāikh-e Deoband*, Idārah-e Madanī Dāruttālīf
- Sayyid Maḥbūb Rizvī, 1972, *Tārīkh-i Diyoband : Diyoband aur Dārul'ulūm ke ḥālāt*, 'Ilmī Markaz
- Ziya-ul-Hasan Faruqi, 1963, *The Deoband School and the Demand for Pakistan*, Asia Publishing House

Precepts about the Marriage in a Muslim Society of North India

— Through Thānavī's *Bihishtī Zewar* —

Mari WATANABE

The purpose of this paper is to introduce a part of Islamic revival movement urged by the Deobandī group through an enlightening book entitled "*Bihishtī Zewar*" written by a Deobandī scholar namely, Ashraf 'Alī Thānavī (1863-1943). The group is a main stream of Islamic revival movement in North India, and this book describes precepts of Muslim women in North India. This book is said to be the most brilliant of all Deobandī group's writings. Although the Deobandī group obeys Hanafī School of law, in this book there are precepts adapted to meet the demands of the times of North India. Paying attention to this point, I tried to do a study of the Islamic reform.

The author, Ashraf 'Alī Thānavī was born in Thānah Bhawan in 1863. He entered the Dār-ul-'Ulūm School, or the center of Deobandī group's movement at the age of 15, and graduated at 20. Then he taught in a Madrasah (Islamic schools) and went in pilgrimage to Makkah twice. He devoted himself to writing at 35, and later established the Imdād-ul-'Ulūm Convent. His writings are very many, such as *risālah* (religious booklet), *wa'z* (religious advice), *marhūz* (didactic collection) and *fatwā* (judgment) collection, etc. It is believed that the number of his writings exceeds 600.

This book, *Bihishti Zewar* came as a series of publication between 1900-1910 in 11 volumes. It infiltrated into people's life in those days so widely that it became one of trousseaus. It has gone through several editions and we can obtain this at present in form of a single book containing all the volumes. Moreover, this book has been published in English and also in main North Indian languages for Muslim women who don't understand Urdū. In this book Arabic technical terms are restricted to the terms related to Islamic law. It is a simply given instruction in a gentle tone in order to be widely read among Muslim

women who had no education.

This book covers from fundamental deeds of Muslim e.g. belief, worship, fast, atonement, sacrifice and pilgrimage to daily works of housewives as recipes of pickles etc., how to dye cloths and the method of treating various sicknesses. Furthermore it contains the chapters on Sūfism (Islamic mysticism), and on ideal female figures on the model of prophet's wives. Therefore the teachings reach almost all the aspects of life including both physical and mental. It also contains very unique teachings such as the methods of treating stinginess and jealousy.

Finally, it can be said that this book is an extremely important writing in the respect that this book clarifies precepts of Muslim women in North India. Much research has been done with regard to this book e.g. [Barbara, 1992] and [Miyahara, 1998]. This is the first paper to translate into Japanese from Urdu. Translation and explanation about Sections on 1) Marriage, 2) Persons with Whom Marriage is Forbidden, and 3) The Wali or legal Guardian has been attempted. I'll translate this book and do the study after this.